

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 指定特定物質及び特定用途に関する暫定措置の期限を平成三十三年十二月三十一日まで延長すること。

(本則関係)

第二 この政令の施行期日について定めること。

(附則関係)